

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団規則第4号

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																							
<p>(<u>条例第2条第4号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第4号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の特例)</p> <p>第16条 略</p> <table border="1" data-bbox="165 935 1088 1134"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>第3条第7項</td><td>略</td></tr><tr><td>第12条第2項第2号</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		第3条第7項	略	第12条第2項第2号	略	略		<p>(<u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務職員等についての香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 935 2074 1134"><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第3条第7項</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>第3条第11項</u></td><td><u>とする</u></td><td><u>に、算出率を乗じて得た額とする</u></td></tr><tr><td>第12条第2項第2号</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	略			第3条第7項	略		<u>第3条第11項</u>	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>	第12条第2項第2号	略		略		
略																								
第3条第7項	略																							
第12条第2項第2号	略																							
略																								
略																								
第3条第7項	略																							
<u>第3条第11項</u>	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>																						
第12条第2項第2号	略																							
略																								
<p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(<u>給与規程附則第4項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え</u>)</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>																							

2 育児短時間勤務職員等に対する香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）附則第4項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。